

陸自宿营地隣で銃撃戦

7月、南スーダン 参加要件に疑問も

【ジュバ＝共同】南スーダンの首都ジュバで七月に大規模な戦闘が発生した際、国連平和維持活動（PKO）に参加する陸上自衛隊の宿营地の隣にあるビルで二日間にわたり銃撃戦が起きていたことが分かった。南スーダン政府軍のルアイ報道官が十六日、共同通信に現場を公開した。

南スーダンPKOへの日本の参加を巡っては、停戦合意などPKO参加五原則は満たされているのか疑問の声が上がっている。安全保障関連法の成立から十九日で一年。同関連法に基づ

く駆け付け警護など新任務の付与について日本政府が検討する中、PKO参加の是非が改めて問われそうだ。

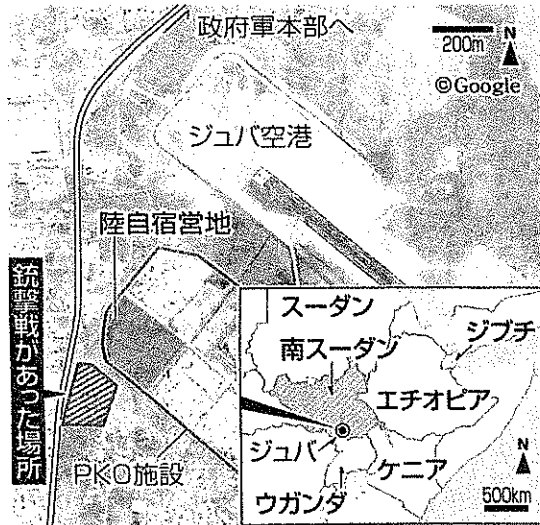
陸自は、宿营地内で流れ弾とみられる複数の弾頭が見つかったことは発表済みだが、周辺での戦闘の詳細は明らかにしていなかった。

ルアイ報道官によると、銃撃戦があったのは七月十日から十一日にかけて。建設中のビルに立てこもった反政府勢力約二十人と政府軍の間で断続的に続き、政府軍の二人が死亡した。

ビルから宿营地までは約百メートル。報道官は七階建てビルの五階付近に記者を案内し「反政府側はここから狙撃を繰り返した」と説明した。五階からは政府軍本部につながる道路や陸自宿营地が見渡せた。ビルの外壁には砲弾痕が確認できた。

反政府勢力は宿营地の近くにある空港の占拠を狙っていたもよう。宿营地自体は標的にならなかったという。

ルアイ報道官は「反政府側は弾薬を使い果たした後、武器を捨ててPKO施設内の避難民キャンプに逃



PKO参加5原則 日本が国連平和維持活動（PKO）に参加する際の要件。1992年に成立したPKO協法力に明記された。①紛争当事者間の停戦合意②紛争当事者による日本の参加同意③中立的立場の厳守④以上のいずれかが満たされなくなった場合の即時撤退⑤武器使用は要員の生命保護など必要最小限が基本の5項目。武器使用は安全保障関連法に含まれる改正PKO協法力で基準が緩和され、武装集団に襲われた国連要員らがいる現場に急行、武器を使って助ける任務「駆け付け警護」も認められた。